

○議長（岡 弘悟君）順番2、9番 楠本君。

〔9番（楠本知子君）登壇〕

○9番（楠本知子君）おはようございます。

続きまして、ただ今議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1項目めはマイナンバーカードの普及と活用について、伺います。

マイナンバーカードは国民お一人お一人に割り当てられた12桁の社会保障と税の共通番号、マイナンバーが記されたカードであります。顔写真つきで公的な身分証明になります。マイナンバーカードの取得はご自由でして、申請すれば無料で交付されます。このカードの申請は市役所から届く交付申請書に写真を張って郵送するほか、スマートフォンやパソコンから手続きをすることもできます。

マイナンバーカード総合サイトでマイナンバーカードの六つのメリットが挙げられています。マイナンバーの提示を必要とする場面で利用できます、各種行政手続きのオンライン申請等に利用できます、本人確認の際の身分証明書として利用できます、各種民間のオンライン取引等に利用できる見込みです、さまざまなサービスがこのカード1枚でできます、これは市区町村で違います、コンビニなどで各種の証明する書類を取得できます、の6項目です。

マイナンバーカードは今後幅広く使い道が増えるということだとなれば、カードをつくっていただける環境が必要ではないでしょうか。ということで、お伺いいたします。

①パソコン、スマートフォンを持っていない高齢者の方などが手軽に申し込めるように、市役所などに申請機能を備えた写真証明機を

設置してはどうかということで、伺います。

②今後、マイナンバーの活用によって住民サービスが行われるかと思いますが、どのような住民サービスがあるのか。また、マイナンバーカードを活用した本市の取り組みについて伺います。

2項目めといたしまして、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加してリサイクルの推進をということで伺います。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が昨年11月に、使わなくなった携帯電話等に含まれる金属をリサイクルしてメダルに使うことを決めました。日本としても、もったいないの精神を世界にアピールするチャンスということです。

東京都は先行してこの2月から都庁内に回収箱を設置されました。家に眠っていた携帯電話を6台持ってこられた女性は、選手の胸にかけられるメダルの一部になると思うとうれしいというコメントです。私も家に眠っている携帯電話やパソコンがあります。金、銀、銅メダルの一部になるのはうれしいです。

橋本市もこのプロジェクトを推進するために参加して、今後もリサイクルを推進してはどうでしょうか。

3項目めといたしまして、橋本市いじめ防止基本方針について伺います。

橋本市のいじめ防止基本方針を受けて各学校が作成をしているのが学校いじめ基本方針です。題目として混同している、わずらわしい題目をつけてしまいましたがお尋ねするのは、橋本市いじめ防止基本方針について伺います。

橋本市では平成26年7月、橋本市いじめ防

止基本方針を策定していただき、今年で3年が経過しています。いじめ問題に取り組むNPO法人ストップいじめ！ナビという法人さんがあるんですが、そこが主要都市の自治体が作成しているいじめ防止基本方針の実効性についてチェックリストで採点をつけられたのが新聞等で公表されていました。

私は一昨年、26年3月議会の一般質問で、このいじめ防止基本方針を作成して、保護者、市民の皆さまに公表していただき、共有していただきたいということを質問させていただきました。この25項目にわたるチェックリストでお聞きすることは大変なので、そのことは聞きませんが、私なりに大事だと思う項目で聞かせていただきたいと思います。

①具体的な理念や基本方針を記載していますか。

②学校いじめ防止対策組織に弁護士や外部人材の参画を義務づけていますか。

③子どもが直接、相談、通報できる窓口を公開していますか。

④いじめ情報を教員同士で共有する具体的な手段を明記していますか。

⑤基本方針を見直すことを明記していますか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君の質問項目1、マイナンバーカードの普及と活用に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）マイナンバーカードの普及と活用についてお答えします。

まず、一点目の、市役所などにマイナンバーカード申請機能を備えた証明写真機を設置してはどうかのおたただしですが、照明写真機の設置費、電気代など費用の負担やつり銭

の補充などの維持管理は全て設置事業者が行うことになり、自治体には行政財産使用料や売上げ手数料の歳入が見込めるため、費用負担なく設置運用が可能です。

課題といたしましては、照明写真機の売上げが低かった場合は設置事業者が撤退してしまうため、安定したサービスの提供が難しいこと、1回の申請に800円程度の撮影料金が必要なこと、本市庁舎内に利用しやすい場所の確保が可能かということなどが挙げられ、効果を見きわめた上で判断する必要があると考えています。

本市では今後、タブレットを活用したマイナンバーカードの申請補助について検討していきたいと考えています。このタブレットはマイナンバーカードの申請などに活用するため、内閣府から各自治体に配置されているもので、本市には7月に1台、9月に3台の計4台が配置されています。タブレットはカメラや無線LANルーターなども附属されており、写真撮影からオンライン申請まで1台で行うことが可能です。また、このタブレットは、平成33年度末までの設置が可能であること、写真撮影が可能であること、職員が顔写真を撮影し、オンライン申請の補助も行えることなど、タブレットのほうがより便利にマイナンバーカードの申請を行っていただけるものと考えています。

実施時期については、現在の市民課の窓口業務に加えマイナンバーの申請補助となると、写真撮影場所等の環境面や職員の人員体制などの問題もあることから、これらの課題を見きわめた上で、できるだけ早期に実施したいと考えています。

次に、二点目の、今後のマイナンバーカードを活用した住民サービスと本市の取り組みについてお答えします。

本市では、マイナンバーカードを活用した

住民サービスとして、平成28年2月より住民票の写しと印鑑証明のコンビニ交付を開始し、平成29年4月より課税証明の交付も開始しています。また、現在、国からは、地方公共団体における子育て関連の申請等手続きをマイナンバーカードを用いてオンラインで一括して行える子育てワンストップサービスの実現が求められています。

本市においても、平成28年度から子育てワンストップサービスの検討を行っていたところ、コンビニ交付の基盤を活用して、非常に少額の経費で子育て関連の申請等手続きをオンラインで行えることの確認ができましたので、今後実施に向けた準備を進めていきたいと考えています。

また、今までは引っ越しや死亡などによる住民登録の変更の際には個別に自治体などに連絡する必要がありましたが、現在、国において、自宅からマイナンバーカードを利用してオンラインで一括して届け出ができることなどが検討されており、本市においても、可能なものから順次実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。そうしたら再質問をさせていただきたいと思います。

ちょっと教えていただきたいんですが、現在、マイナンバーカードをお持ちの市民の方々がどれくらいいらっしゃるのか、そこをお伺いさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）現在、9月6日現在なんですけども、7,019名の方に交付済みとなっております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）7,019名ということでお聞きしました。市の職員がいらっしゃいますかと思いますが、そういう自治体関係の方々がどれくらいマイナンバーカードをつくっていただけているか、副市長、わかりますでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）ちょっと調べておりませんので、把握はできておりません。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）済みません、突然お聞きして。自治体の職員がマイナンバーカードを積極的につくってほしいなという思いがあるんですけど、そこでお聞きさせてもらったんですけど、7,019名という人数、この人数がどうなのかなというふうに思います。

先ほど部長がご答弁いただきましたように、マイナンバーカードのナンバーによって、そして、マイナンバーによる活用、それから、カードによる活用は今後進めていかれるかと思うので、やっぱりまずマイナンバーカードをしっかりとつくっていただくのは、自治体職員が進んでつくっていただけたらなというふうに思うので、聞かせていただきました。

ご答弁で、証明写真機を設置するのについては、ご答弁で聞いておりますと、お金もかからないので、何か置いていただけるのかなというふうに思ったんですけど、結局は置かないというご答弁になるんですね。タブレット端末を活用して対応したいと、そういうカードの申請補助をしていきたいというご答弁なんですけど、写真機を置くと、市としてはあまり何も負担がかからないので、置いてもらえるようお願いをするということではされたのか、それとも、それもされないで、やっぱりタブレット申請にというご答弁なのででしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）民間のほうで証明写真機を設置してはどうかとのおただしの中で、設置につきましては事業者が行うことになり、市に対して行政財産使用料や売上げ収入の歳入は見込めるということでメリットでございますけども、利用者が少ない場合に撤去される、こういう懸念がございますので、市において、タブレットを使ってそういうマイナンバーカードの申請ができますというふうな答弁でございまして、民間のほうでは市役所外で設置している自治体といいますか、例えば五條市であれば、民間のほうで設置している業者もございます。そういう形で、もし橋本市のほうでも設置事業者が見つければそういう形をとるんですけども、今のところは市内のタブレットで申請ができるというふうな答弁をさせてもらったところです。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）五條市は庁舎以外のところに設置をされている。また、ほかの自治体で、橋本市の人口とあまり変わらないところで、この証明写真機を庁舎の中に置いておられる自治体もございます。たくさん的人口がおられるところは、もちろんこういう写真機を置いていただければそれなりに業者さんももうかるのではないかと思いますけど、橋本市ではもう、写真機を置いても業者さんが結局撤退していくであろうという予測ということでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）まず、設置すれば利用者が少なくても事業者が撤退するということにつきましては仮定の話でございまして、ただ、証明写真機の設置場所をどこにするかという問題もございまして、タブレットを活用したほうが簡単に、その人員体制も考えないとだめなんですけども、市のほうでやっていきたいというふうに考えておりま

す。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）設置場所につきましては、そんなに難しく考えることではないかなというふうには思います。もともとそういう証明機を置いている場所がありますので、あまりご答弁になっていないような、私が求めている答弁になっていないのではないかなというふうに思うんですけど、置かないでタブレット対応をするということでお聞きしましたので、タブレット対応でしていただけるということですので、それでお願いしたいと思うんですが、このタブレット対応も平成33年まで設置できるというふうな、結構長期間で使ってやっていけるというふうな流れであるので、4年間ぐらいありますので、ゆっくり考えて、やっていきますかというのではなくて、でき得る限り早く対応していただきたいなというふうにも思うんですが、それはどのあたりからこのタブレットで対応されるというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）先ほどの答弁でも申し上げた体制の問題、それから環境面、設置場所の問題もございまして。そういう課題のほうをクリアさせていただいて、できれば今年度中には申請ができるような体制をとっていきたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、マイナンバーカードの活用ということで再度お伺ひさせていただきたいんですけども、子育てワンストップサービスというのが開始されるということをお聞きしまして、橋本市も具体的にどんなサービスができるのかなというふうに思うんですけども、例えば、こども園の入所を申

請するのに市役所に行かなくても自分のパソコンから入所申請ができるのであったりとか想像するんですけれども、具体的にもう少し教えていただければというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）保育園の入所申請につきましては、まず、マイナンバーカードによりオンライン申請サイト、これはマイナポータルから入るんですけども、それにログインをいたしまして、そして、就労証明書を写真撮影などによってデータとして添付の上、オンラインの申請フォームで必要事項を入力して申請を行うなど、子育てワンストップの対象となる手続きについては、市役所の窓口に行かなくてもオンライン申請で完結することができます。

ただし、手続き完了までオンラインで完結するためには、申請後に必要となる場合がある面談や審査結果などの連絡など、全てオンラインで受け取ることの申請者本人の事前の同意を必要とすることや、未払いの児童手当等の請求は他の手続きにおいて来庁するケースが多いと想定されておりますので、対象となる手続きのうちオンライン申請により利便性が向上する手続きとそうでない手続きを検証した上で、利便性が向上する手続きについては、準備ができ次第速やかにオンライン申請を開始したいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）子育てワンストップサービスというところあたりでは、かなりの市民サービスが提供されるということ、子育て世代の方々に広報していただくことがまず大事だと思いますので、具体的にどのようなことができるかということ、今後になりますが、しっかりと広報していただけたらというふうに思います。

先進的に事業として自治体で取り組んでお

られる先進事業等があるんですが、このマイナンバーカードともに、自分が持っておられるクレジットカードなんかを合体させたというのか、そんな中で自分のとこの、橋本市やったら橋本市で、いろんな商店街での商品購入ができたりとか、そういうような形の自治体ポイントの活用なんかも実証事業として先進的に取り組んでおられるところがあるんですけれども、こんなあたりも橋本市でも今後活用していくお考えがあるのかどうか、そのあたりどのように考えていらっしゃるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）議員おただしの自治体ポイントの活用についてでございますが、平成29年9月25日より、マイナンバーカードを活用して商店やオンラインで地域の産物などの販売などを行う実証事業が開始されまして、平成30年3月末までの期間で行われる予定となっております。

この制度は、クレジットカードなどのポイントを自治体ポイントに交換し、その自治体で使うことにより地域の消費拡大サイクルの構築をめざすもので、地域経済拡大のための新たな財源として期待されているところです。

ただし、自治体ポイント活用のためには、制度に参加を希望する自治体は自治体ポイント管理クラウド負担金というのが必要になります。現状、負担金の額は未定となっております。本市におきましては、負担金の額と効果を見きわめた上で判断していきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

いろんな取り組みが今後ますます進められていくとは考えますので、まずはこのマイナンバー等の普及といたしますか、そして、カードをつくっていただくような取り組みをさら

にさせていただきたいということをお願いさせていただいて、1項目めの質問を終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に対する答弁を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長（田中忠男君）登壇〕

○市民生活部長（田中忠男君）「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」についてお答えします。

このプロジェクトは、家庭で不要となった携帯電話など小型家電を回収し、その中から抽出したリサイクル金属で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックで必要とする入賞メダル約5,000個をつくり上げる国民参加型プロジェクトであるとともに、資源の有効活用を目的とした持続可能な社会の実現につなげる環境省の取り組みです。

この事業については、環境省からの参加要請を受け、6月に申請し、現在、生活環境課窓口回収箱を設置しております。しかし、設置場所の適否や啓発方法、追加の回収箱の設置などについては検討中の段階で、効果的な活動には至っていません。

今後、広報で市民の皆さまにプロジェクトの趣旨を啓発するとともに、ご協力をお願いしたいと考えています。

次に、リサイクルの推進についてですが、粗大ごみや破碎選別ごみとして収集されている小型家電には、都市鉱山と言われるほどレアメタルが多く含まれますが、広域ごみ処理場で行っている現行の処理では、鉄とアルミを取り出した後、残りは焼却処理されています。資源活用だけでなく、焼却ごみを減らすためにも、本市ではかねてより対策が必要と考え、検討しておりました。

今年度、国の支援を受けられることとなり、

今月下旬にも環境省からコンサルタントが派遣され、本市のごみの状況や収集体制を確認することにより、本市の状況に合わせた方法を検討し、小型家電リサイクル全般についてのアドバイスを受けることになっています。

ご質問にもありますとおり、オリンピック・パラリンピックという多くの市民が注目する一大イベントを、希少資源リサイクルの契機として広めていくとともに、国の技術支援を受けながら、本市が行っている環境への取り組みをさらに推進していきます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

橋本市ではこの「都市鉱山からつくる！みメダルプロジェクト」にもう6月に申請をされて参加するというふうになっていたということで、生活環境課の窓口には回収箱を設置していただいているということでございましたが、私自身はそれを知らなくて申しわけなかったなというふうに思います。知らなかったんです。

それで、今後こういった広報をやっていたらいいのであれば、広報をしっかりとさせていただきたいなというふうに思います。今後の広報の仕方もご答弁があったので、お願いをしたいということになるんですが、橋本市としては前畑秀子さんの朝ドラ誘致等の広報も兼ねてはいいのではないかとこのふうには思うんですけど、もっと盛り上がるのと違うかなというふうにも思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）先ほどお答えしたように、メダルプロジェクトの参加につ

いては、PRという部分では大変遅れておりました。せんだってよりホームページにもアップしたところがございますけども、今後、市民の方々にも啓発を行っていきたいと考えております。

また、本市でオリンピックということになれば、やはり今言われたように前畑さんや、また古川選手、朝ドラ誘致室、ここと連携して企画展やイベントの際に収集ボックスを設置する、これについてはイベント収集というような方法もございますので、これらを活用しながら、オリンピックを盛り上げるとともに市民の方々への周知を図って、また、限りある資源物の有効活用へのPR、そういう部分へ取り組んでいきたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）よろしくお願ひしたいと思ひます。朝ドラなどと重ねて広報していただきますと、さらに盛り上がるのではないかとこのうふうに思ひます。

このリサイクル事業はオリンピックが終わっても頑張つて続けていただくリサイクル推進というふうになるわけですがけれども、この取り組みについては続けてやっていくけど、メダルプロジェクトの取り組みの最終日というのはあるんですか。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）今のメダルプロジェクトは約5,000個のメダルをつくるということで目標にしております。やはりこれだけの量が集まった段階でこのプロジェクトは終わるのではないかと思っております。最終いつという話は、これは環境省のほうからも届いておりませんので。

ただ、このメダルプロジェクト自体が終わっても、今後、小型家電リサイクル法というのはございますので、この中の有効な資源物を取り出して再利用していくという方向につ

いては、市としても継続して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）わかりました。よろしくお願ひします。

この小型家電回収というのは生活環境課が中心になって推進をしていくということがありますが、リサイクル学習という意味においては学校が取り組んでいくという流れも増えていっているところがあるんです。また、リサイクル学習ノートみたいなものをつくって進めておられるところがあるんですけども、教育という面においてのこういった取り組みについてはどのようにお考えでしょうかということで、お聞きさせていただいていいですか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。

リサイクルについては家庭科の授業を中心に、取り組みというか学習をしています。それと同時に、昨年、こども議会で、議員の中からリサイクルを進めてはどうかというお話もいただきました。今回、こどもまつり、これはきしかみ子ども館で行ったんですが、この部分につきましてもリサイクルというコーナーを大きく設けて、表現的にはRE・RE・リサイクルという、そういう形で取り組みを進めています。

議員おただしのとおり、リサイクルにつきましても今後ともやはり大切にしていって学びではないかと私も思っておりますので、進めていきたいと、そのように考えています。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で、2項目めの質問を終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、橋本市学校いじめ防止基本方針に対する答弁を

求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）橋本市学校いじめ防止基本方針についてお答えします。

平成26年7月に策定した橋本市いじめ防止基本方針において、いじめは、児童生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの学校でも起こり得るとの認識を持って取り組まなければならないとの基本理念に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等いじめの防止等に関する基本的方針とともに、具体的な行動方針、方法を明記しています。

次に、いじめ防止対策組織の外部人材の参画についてお答えします。

いじめ防止対策推進法では、地方公共団体のいじめ防止対策組織の設置は努力義務となっていますが、本市はいじめ防止対策組織として、弁護士、臨床心理士や保健師等の心理・福祉の専門家、学校、警察での勤務経験者等からなる橋本市生徒指導上の諸問題対策専門委員会を設置しています。学校が単独で解決困難ないじめ等の生徒指導上の諸問題について、必要に応じて専門委員を学校に派遣し、適切な指導・助言を行う等の活動をしています。

次に、子どもが直接相談、通報できる窓口の公開についてですが、橋本市いじめ防止基本方針には具体的な情報の記載はありません。しかし、児童生徒や保護者の悩み、不安を確実に受けとめるため、アンケートや個人面接の定期的な実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用していじめ

を訴えやすい環境を整えるなど、学校の教育相談体制を充実させるよう定めています。

これに加えて、和歌山県警察本部少年課のヤングテレフォン・いじめ110番、和歌山県教育センター学びの丘のいじめ相談専門電話、そして、橋本市青少年センターの相談窓口等、現在、和歌山県及び本市にある相談窓口の情報を学校を通じて周知しています。

続いて、いじめを認知した場合、いじめ防止対策推進法で設置を義務づけられている学校いじめ対策組織を核として、報告、事実確認、当該児童生徒及び保護者への指導、説明等、速やかに対応すること、和歌山県教育委員会が作成したいじめ問題対応マニュアル等を活用した職員研修を実施することを定めており、教職員間での情報共有については、いじめ問題に限らず、常に連絡を密にし、組織的に対応する体制を整えています。

最後に、基本方針の見直しについて、「本市のいじめ防止等の実情を踏まえて、適時・適切に市基本方針の見直しを検討する。その際、速やかに市民及び学校に周知し、検討結果に基づいて必要な措置を講じる」と明記しています。

平成28年度の本市小・中学校におけるいじめ認知件数は527件で全て解決しています。認知件数が多いと感じられるかもしれませんが、いじめの認知件数の多い少ないではなく、早期発見、早期解決ができていることが重要であり、本市のいじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針に従い、着実に取り組んでいる成果であると評価しています。

今後とも、引き続きいじめ防止に向けて取り組みを進めていきます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）教育長より詳しくご答

弁をしていただきまして、ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思えます。

橋本市学校いじめ防止基本方針と学校独自の学校いじめ防止基本方針とがあるんですね。これは、橋本市のいじめ防止基本方針と学校のいじめ防止基本方針と違いがあるのか。そのあたりを教えてくださいませんか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）まず、いじめ防止基本方針につきましては、県が作成したいじめ問題対応マニュアルもございます。また、本市が作成していますいじめ防止基本方針もございます。学校が策定しているのは、それらに基づいて、より具体的に、教職員数や教職員が対応する個々の具体性を持たせて書かれています。

だから、基本的に変わりはございません。より具体化したものであると、そのように捉えていただけたらと思います。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）わかりました。ありがとうございます。

先ほど教育長のご答弁で、いじめの認知件数なんですけど、一昨年、同僚議員の質問もいじめの質問がございまして、平成26年のときには168件、それから27年の多分7月末やったので122件というふうに言われていました。今回のご答弁では28年度は527件ということで、大変多い数になっているなというふうには私も思うんですけれども、教育長が言われましたように、これはいいことなんだというふうにも私も思います。いじめのこういった防止基本方針のもとに、いじめとはという定義も具体的に定義づけられたことよっての増加かなというふうにも思うんですけれども、これをどのように評価して、それから、ずっといじめの件数がだんだんと増えていくけれ

ども、どこかでまたこのいじめの件数が減っていくというこの流れ、この流れをどのように評価していくのかなというふうに思うんですけど、そのあたりについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）議員おただしのとおり、かつて、いじめの定義というのは随分今とは違いました。今の定義は、いじめを受けたと思える者がいじめを受けたとするならば、それはいじめであると。かつては、それはいじめではないですよというふうな判断に立てる場面もございました。

今、私たちは、受けた本人がいじめと思える件数については全ていじめと捉えています。どういう場面もあるかといいますと、例えば、体が当たったというのはいじめに該当します。当てられたと本人が判断するならば、それはいじめになると。一緒に遊んでいて当たったと本人も言う場合は、これはいじめには該当しないという形になります。そういうことを子どもたちに話をして、アンケートをとる。その中で出てきた数字が527件でございます。

ただ、その527件をもう少し細かく見ますと、小学校が507件、中学校が20件という形になります。発達段階に応じて、子どもたちがそれぞれ捉え得るいじめというものは変わってくると、このように思います。

特に気にしているのは中学校の20件でございます。この中に、インターネットによるいじめを受けましたよという中学生が3人出てきています。こういうのがこれから今後増えてくるのではないかなと危惧はしています。学校でしっかりとアンケートを定期的にとるということを大切に、これからも取り組みを進めていきたいと、このように思っています。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）わかりました。ありが

とうございます。

このいじめ防止基本方針につきましてはホームページでも公開されていますので、私もそれを見させてもらったんですけど、市民の方も簡単に見ることができます。だから、できる限り市民の皆さんにとっては具体的な言葉で具体的に掲載していただけたら読みやすい基本方針というものが大事ではないかと思うんです。読み手の立場に立ってつくっていただくというふうなことが大事じゃないかと思うんですけれども、そういう意味においては、先ほど答弁では相談窓口なんかも一応いろいろ言っていただきましたが、もっと具体的に公表されてはどうかというふうにも思うんですけど、鹿児島市のいじめ防止基本方針が一応そのNPOのチェックリストによると全国トップだったそうなんですけど、こういったあたりの資料がどっさりついておまして、巻末資料として掲載されております。

そういう意味においては、今後何か見直す機会があれば、そういうことも具体的に入れていただくというのはどうかというふうに思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えさせていただきます。

本市のいじめ防止基本方針につきましても毎年見直しを行っております。ただ、その結果、修正箇所は今までございませんでした。今後まず、来年度から小学校の道徳の教科化が入ります。文言だけですけども、その部分を変えていく必要があるなど、このように一つ思っています。それと同時に、議員おっしゃられるとおり、かなり難しい文章になっているのではないかなど。ただ、様式的にあまりにも変え過ぎて崩すのもどうかというふうな気もいたします。

特にいじめという重大な問題もございますので、議員言われるとおり、いろんな資料を添付しながら、保護者にわかりやすく、ホームページに載せていきたいと思っています。それから、相談窓口等につきましても、ホームページの中に新しいフォルダを起こして相談窓口だけのフォルダをつくっていききたい。わかりやすく、すぐに相談できるような体制を整えていきたいと思っています。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）教育長が言われたように、そのようにしていただければありがたいかなというふうに思います。市民の方々にとっては、やっぱりあまり難しい文章で書いていただいても理解できないという部分がありますので、なるべくわかりやすいというのは難しいかもわかりませんが、お願いをしたいと思います。

最後に、基本方針の見直しなんですけど、その見直しは毎年されているということなので、わかりました。見直すときのタイミングってあるのかなというふうに思っていたんですけど、何か大きな事件があったりとかしたときに対応するのかなというふうにも思っていたんですけど、そうではなくて、橋本市は毎年見直しをしているということで理解をさせていただきました。

いじめの問題につきましては、具体的なことも大事なんですけど、こういった基本方針をさらに実効的にしていただけるようお願いをさせていただきます。3項目めの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君の一般質問は終わりました。

この際、11時まで休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）